資料―2

流域治水

特定都市河川　雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域
第５回流域水害対策協議会

流域水害対策計画のフォローアップ

令和8年11月13日

三　　重　　県
津市　　松阪市
国土交通省中部地方整備局

（概要）
・特定都市河川の指定
・流域水害対策計画の作成

「流域治水」の本格的な実践に向けた
雲出川水系中村川・波瀬川・赤川等の特定都市河川への指定

○雲出川本川に、中村川・波瀬川・赤川が合流し、バックウォーター等により浸水被害が発生
○河道等の整備のみでは早期の浸水被害解消が困難であり、特定都市河川の指定により、「流域治水」を本格的に実践することを検討
○令和５年３月31日、中村川・波瀬川・赤川等を特定都市河川に指定

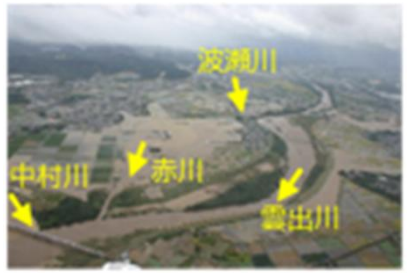

H21.10洪水
雲出川合流点付近浸水状況

H26.8　**雲出川からのバックウォーター等により浸水被害が発生**
（H21,H29等にも浸水被害が発生）
R3.3　雲出川水系流域治水プロジェクト策定・公表
R3.11　改正特定都市河川浸水被害対策法の施行
（特定都市河川を全国の河川に拡大）
R4.3　特定都市河川指定に向けて検討開始
（雲出川外流域治水協議会で意見交換）
R4.11　雲出川治水事業促進期成同盟会による要望活動
R5.1　**特定都市河川指定に向けて関係者間で合意**
R5.3　特定都市河川の指定

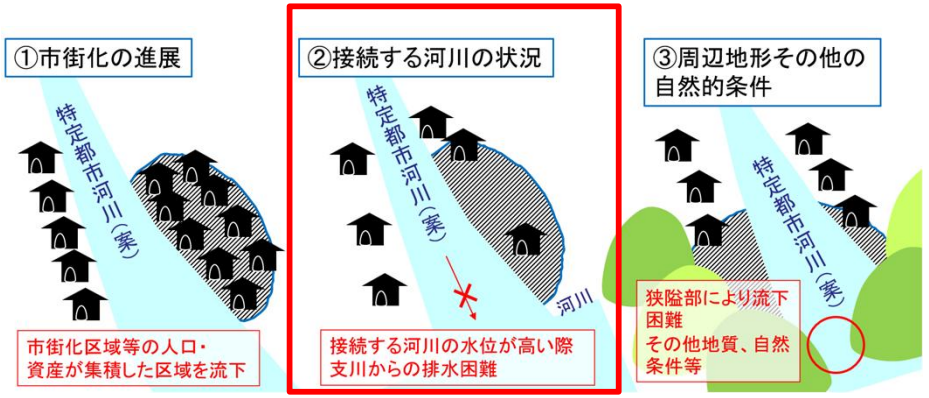

＜特定都市河川の指定要件＞

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

ハード整備の加速化

流域治水整備事業等の活用

○流域水害対策計画を早急に策定し、位置付けられたメニューについて、整備を加速化
・河道掘削、堤防整備
・雲出川本川の無堤部嵩上げ、水門・樋門整備等
・バックウォーターの影響を小さくするための遊水地整備等

大規模雨水処理施設整備事業等の活用

○雨水管理総合計画に基づき、内水対策のための雨水排水施設の整備を検討

流出抑制対策の推進

開発等に伴う流出増への対策の義務化（雨水浸透阻害行為の許可）

○流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け

雨水貯留浸透施設に対する補助率嵩上げ・減税（補助率1/3→1/2,固定資産税1/6~1/2に軽減）

○流出雨水量を現在よりも減少させるための雨水貯留浸透施設の整備等を促進

水害リスクを踏まえた土地利用

リスクの低い地域への居住誘導・住まい方の工夫（浸水被害防止区域の指定を検討）

○浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を「浸水被害防止区域」に指定することを検討
○貯留機能保全区域の検討

特定都市河川流域全体の取組により、安全度を早期に向上させる

（第3回流域水害対策協議会）流域水害対策計画の策定

〇令和６年６月４日、第３回 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会を開催
〇パブリックコメントにていただいたご意見を踏まえ、流域水害対策計画（案）について議論し、協議が整ったことから、
　流域水害対策計画を策定
〇直轄河川としては全国で４番目、中部地整管内では法改正後初めての流域水害対策計画の策定

<協議会開催概要>

【開催日】
　令和6年6月4日（火） 16：00 – 17：00
【開催場所】
　三重河川国道事務所 災害対策室
　　（WEB会議併用）
【主な議事】
　雲出川水系中村川・波瀬川・赤川
　　流域水害対策計画（案）について

<主なご発言>

- 本計画では、中村川沿川における水田貯留の実施など、多くの点で合意形成が取れ、大きな進歩。計画策定は、ゴールでなくスタート。水害に強い地域にしていくため「流域治水 by All」の精神で取り組んでいきたい　（中部地整局長）
- 本計画は、流域治水を推進し雲出川水系全体の整備を進めるチャンス。波瀬川排水区の内水対策をはじめ、流域治水を推進していくことを約束する　（津市長）
- 伊勢中川駅周辺では都市開発のニーズが多く、まちづくりと災害リスク回避の両立が重要。区域指定は住民と意見交換を重ね慎重に検討していく　（松阪市長）
- 大谷川下流部で水田貯留を開始した。今後は大谷川流域全体に広げていきたい。大谷川の土砂堆積・樹木繁茂が放置されているため、対策を実施して欲しい。
　（豊地まちづくり協議会会長）
- 国土強靭化の５か年加速化対策で整備が大きく進んだ。赤川の整備についても、活用して推進していく。本日ご意見いただいた大谷川等については土砂撤去など対策を引き続き進める。土地利用規制は、今後の対応するべき課題。まちづくりを含めて、地元住民の意見を聞きながら、丁寧に進めていきたい。
　（三重県部長）
- 事業を進めるうえでいくつかの課題も残されており、現地調査をおこない、現地状況を踏まえ具体的な対策を協議しながら適切に進めてほしい　（松尾座長）



第3回 協議会開催状況





雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画

流域対策計画の概要

①計画区域

河川区間：雲出川水系中村川等の計9河川

※国土交通大臣による指定手続き：中村川、波瀬川等（計8河川）、 三重県知事による指定手続き：赤川（1河川）

流域面積：約125km²（津市の一部、松阪市の一部）

※中村川流域：約86km²、波瀬川流域：約31km² 、
赤川流域：約8km²



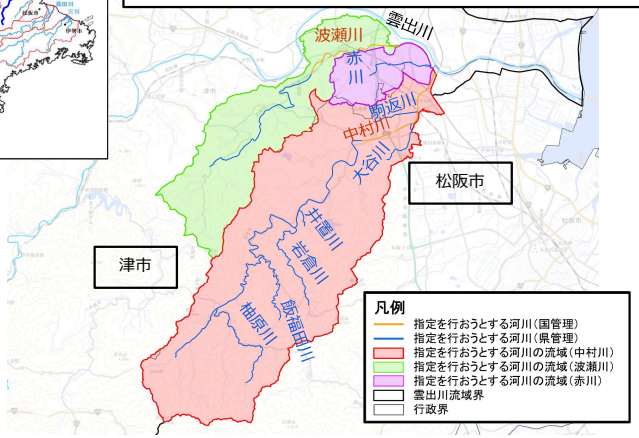

②計画期間・計画対象降雨

- 河川整備計画（国、県）、公共下水道事業計画、まちづくりの計画期間を踏まえ、**概ね30年**とした。
- 本計画の目標とする計画対象降雨は、過去に流域に大きな被害をもたらした**昭和57年8月洪水**とした。



昭和57年8月洪水の浸水区域

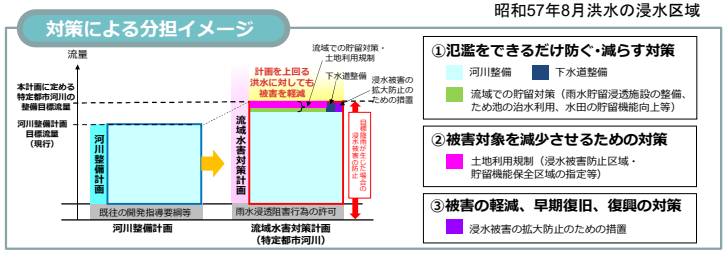

③都市浸水想定

- 現況及び対策実施後において、計画対象降雨が生じた場合に、外水・内水氾濫により想定される浸水区域をシミュレーションにより推定。

都市浸水想定（現況時点で計画対象降雨が発生）

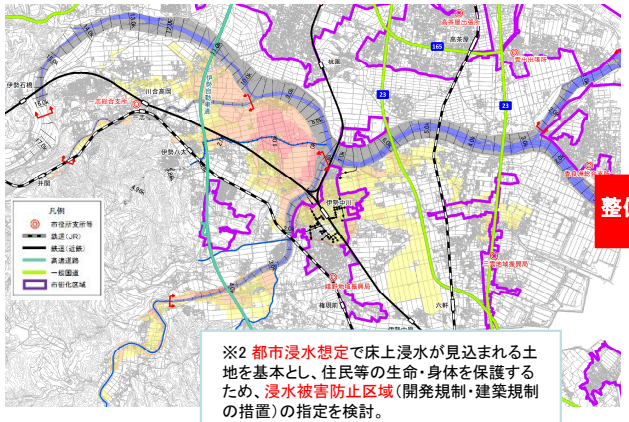

※2 都市浸水想定で床上浸水が見込まれる土地を基本とし、住民等の生命・身体を保護するため、浸水被害防止区域（開発規制・建築規制の措置）の指定を検討。

整備後

都市浸水想定（整備後次点で計画対象降雨が発生）

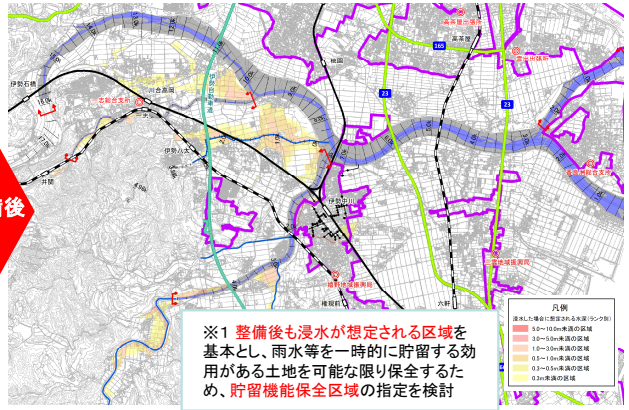

※1 整備後も浸水が想定される区域を基本とし、雨水等を一時的に貯留する効用がある土地を可能な限り保全するため、貯留機能保全区域の指定を検討

④対策内容

ハード整備の加速化（概ね30年の計画）

【中村川】（国土交通省）
・河道掘削、樹木伐開、護岸整備、堤防強化
・横断工作物の改築・補強
【波瀬川】（国土交通省）
・河道掘削、護岸整備
【雲出川】（国土交通省）
・河道掘削、樹木伐開
・赤川・其村無堤部対策、牧・小戸木遊水機能の確保
【赤川】（三重県）
・河道拡幅・掘削、堤防嵩上げ、護岸整備、橋梁架替
【波瀬川排水区】（津市）
・ポンプ場、調整池整備、水路改修
【中川西部排水区】（松阪市）
・ポンプ場、調整池整備、雲渠整備

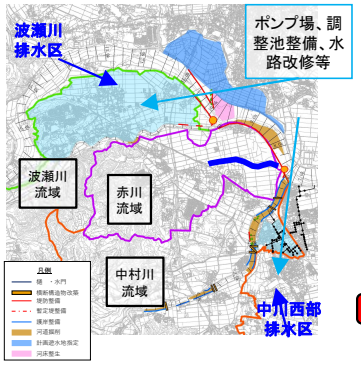

流出抑制対策の推進

- 流域のあらゆる関係者の協力による付加的な雨水の貯留や浸透に係る取組（以下）の一層の促進を図る
  ・雨水貯留施設
  ・ため池の治水利用
  ・水田貯留
  ・既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全
- 流出雨水量を現在よりも増加させる行為への対策を義務付け

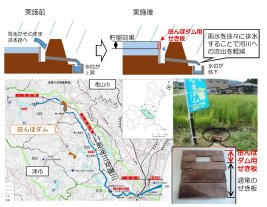

水田貯留の実施例

水害リスクを踏まえた土地利用

- 貯留機能保全区域（※1） 又は浸水被害防止区域（※2）の指定に向けた検討

第4回流域水害対策協議会　開催概要

〇令和７年７月２３日、第４回 雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会を開催
〇流域水害対策計画を策定後の初めての協議会であり、計画のフォローアップを実施
〇定量的な効果を示すようにご意見があった

第４回　雲出川水系中村川･波瀬川･赤川流域水害対策協議会
次第

日時：令和７年７月２３日（水）１０：００～
場所：三重河川国道事務所３階災害対策室　※web 併用

1．　開会
2．　挨拶
3．　出席者紹介
4．　規約の変更（案）について
　　資料-1
5．　流域水害対策計画のフォローアップについて
　　資料-2
6．　閉会

〇フォローアップの内容

①事業の進捗状況
・河川事業および下水道事業の整備【国、三重県、津市、松阪市】
②流域の開発状況
・雨水浸透疎外行為に伴う対策工事の実施状況【三重県】
・水田貯留（田んぼダム）の実施状況【松阪市】
③雨水貯留浸透施設等の整備状況
・貯留機能保全区域の指定に向けた検討
④その他　流域治水に関する取り組み



第4回 協議会開催状況

本日の協議会の趣旨

第４節　協議会の留意事項（法第６条第３項及び第７条第３項）

（４）協議事項

協議会においては、流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うこととされている。

具体的には、流域水害対策計画の策定のため、計画対象降雨をはじめとする計画事項について協議するとともに、それぞれの事項を実施するために必要な役割分担、進捗管理を行うものとする。

（５）協議結果の尊重

特定都市河川法改正により、同法第６条第３項及び第７条第３項において、協議会で協議が調った事項について、構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされている。ここでいう「協議が調う」とは、協議会の構成員が取組の実施に合意することと、「尊重しなければならない」とは、協議が調った事項について、取組を実施する責務を負うことと解釈される。

（６）フォローアップ

協議会は、流域水害対策計画の変更に関する協議についても行うこととされているため、流域水害対策計画の策定後は、後述する流域水害対策計画の計画管理について、毎年協議会を開催する等により行われたい。

流域水害対策計画の
フォローアップを実施

【解説】

流域水害対策協議会で「協議が調う」とは、都市浸水による被害の防止・軽減を図るための取組に関する事項について、当該事項を実施する責任を有する構成員が当該施策の検討の方向性や取組方針等について合意することである。

流域水害対策計画の策定後は、毎年協議会等を開催するなど、対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて、土地利用の状況等の情勢の変化に対応した計画の見直しを行う。

特定都市河川ガイドラインより

流域水害対策の計画管理項目

第２節　流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、事業の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事業計画が策定された場合など、適宜、流域水害対策計画の見直しを行うものとする。

【計画管理項目】

①事業の進捗状況

河川事業及び下水道事業の整備

②流域内の開発状況

各市における流域内の開発箇所及び面積

③雨水貯留浸透施設等の整備状況

・河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等

・雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 ㎡以上の対策工事で設置された防災調整池の位置及び容量等

・低水位管理を実施したため池数

・水田貯留を実施した水田の位置及び面積等

流域水害対策計画抜粋

事業の進捗状況

【三重河川国道事務所】 令和7年度中村川での河道整備の実施

- 中村川では、順次、中村川下流区間の掘削・護岸整備を実施し、流下能力の向上を図っている。
- R7は、嬉野中川地区にて河道掘削を実施し、R8以降は引き続き近鉄線より上流側で整備を進める。

取組内容

表 8　河川整備計画に基づく整備中及び今後予定の治水対策箇所（中村川）

河川	種別	区間・施設名称		機能概要
中村川	水位低下対策（樹木伐開）	松阪市嬉野宮古町 松阪市嬉野中川町 ～松阪市嬉野島田町	1.3k～2.1k 付近 3.9k～5.3k 付近	流下断面増大による流下能力向上
	水位低下対策（河道掘削）	松阪市嬉野島田町 ～松阪市嬉野一志町	0.0k～2.7k 付近	
		松阪市嬉野一志町 ～松阪市嬉野島田町	3.5k～4.5k 付近 4.7k～5.2k 付近	
	横断工作物の改築・補強等	天花寺橋	2.0k 付近	改築・補強などによる流下能力向上
		JR 名松線　中村川橋梁	2.1k 付近	
		古田井用水堰	2.1k 付近	
		三郷井堰	3.5k 付近	
		一志橋	3.5k 付近	
		一志井堰	5.2k 付近	
	堤防強化	松阪市嬉野宮古町	1.6k～1.8k 付近	堤防整備による堤防強化

流域水害対策計画抜粋

R6　1.0k~1.6k
R7　0.6k~0.8k付近まで整備済



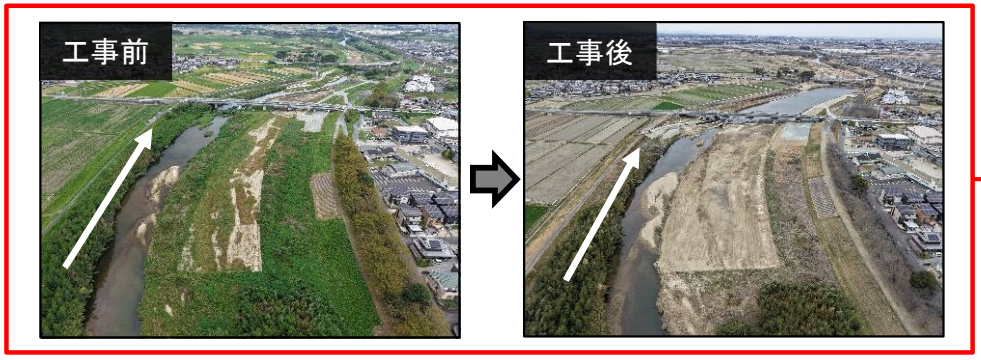



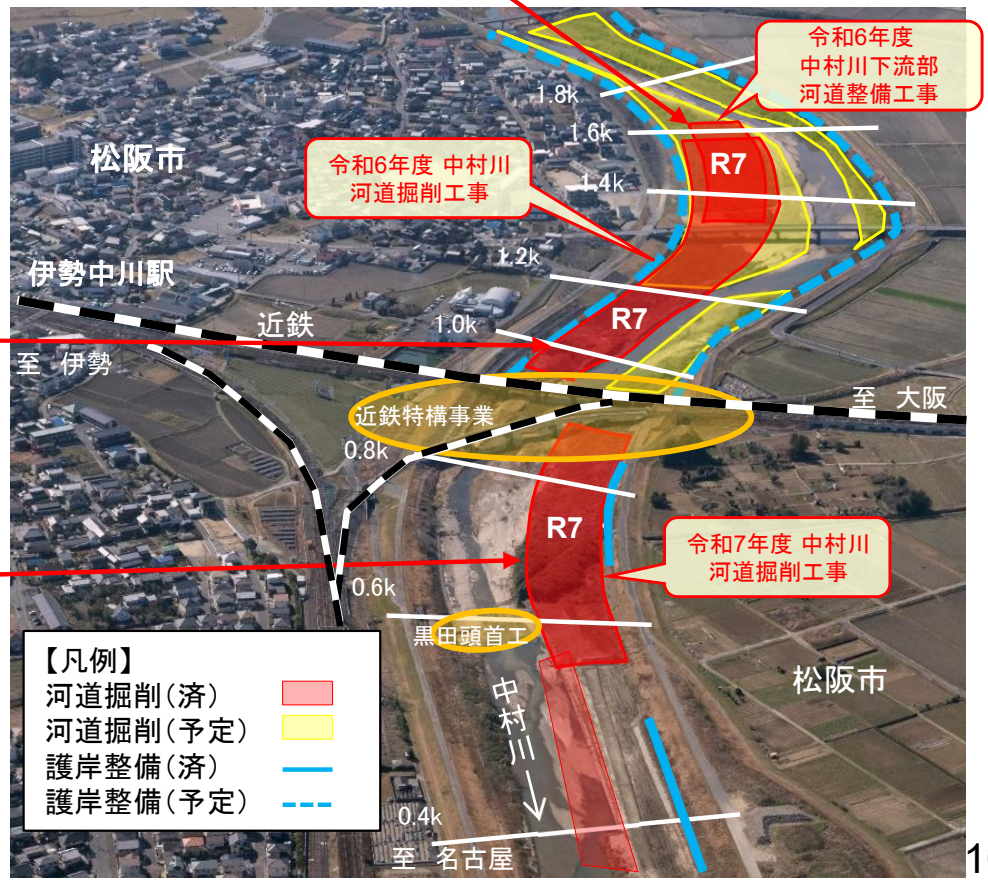

【三重河川国道事務所】令和7年度雲出川での河道整備の実施

- 雲出川では、須ヶ瀬地区の掘削・堤防整備を実施し、流下能力の向上を図ってる。
- R8年以降は、引き続き上流側の堤防整備・河道掘削を進める。

取組内容

表 10　河川整備計画に基づく整備中及び今後予定の治水対策箇所（雲出川）

河川	種別	区間・施設名称		機能概要
雲出川	遊水機能の確保	津市牧地区	8.4k 付近	遊水地整備、堤防整備、堤防・堤管の整備、水門・樋管の整備等
		津市久居小戸木地区	10.6k 付近	
	無堤部対策	津市赤川地区	7.5k～7.8k 付近	
		津市其村地区	9.8k～10.4 付近	
	水位低下対策（樹木伐開）	津市須ヶ瀬町～津市一志石橋	7.8k～16.2k 付近	流下断面増大による流下能力向上
	水位低下対策（河道掘削）	津市牧町	7.9k～9.4k 付近	
		津市川方町～津市小戸木町	10.2k～11.1k 付近	

R7年度整備区間：
右岸　7.8k～8.0k付近
右岸　8.6k～9.0k付近

流域水害対策計画抜粋











【三重県】 令和7年度　赤川における河川整備事業の実施状況

取組内容



＜令和７年度の実施状況＞

令和７年度は、流域水害対策計画区間のうち、合流点から県道まで（0.0k～0.9k）に位置する橋梁②③の詳細設計を実施しました。

＜今後の予定＞

令和７年度からは特定都市河川浸水被害対策推進事業を活用し、先行して合流点から県道までの約900m区間について、河川整備事業を推進しています。
令和８年度は、当該区間の用地測量を進めます。

位置図

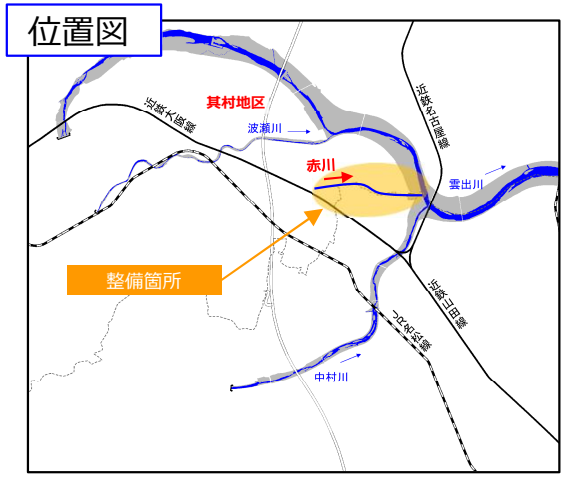

赤川河川整備のイメージ

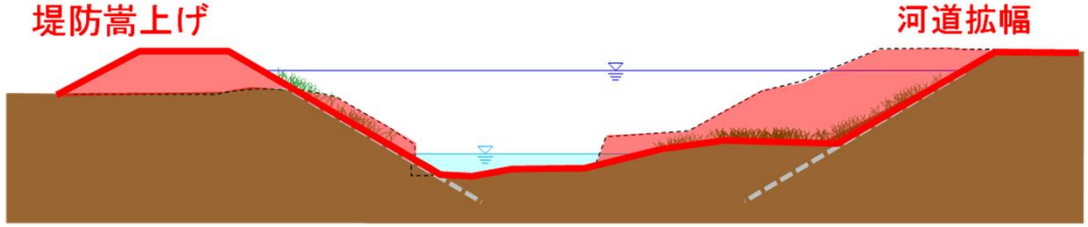

○河道拡幅や、堤防嵩上げ等により必要な河川断面を確保。

【津市】波瀬川流域における公共下水道の整備

◇令和５年３月に雨水管理総合計画に一志地区を重点地区として位置づけるとともに、公共下水道事業計画を変更。

◇令和６年度から令和７年度にかけて波瀬川に流出する排水区の現地調査、波瀬川第六ポンプ場の基本・詳細設計業務を実施。

◇令和７年度は波瀬川第六ポンプ場築造に伴う用地買収及び補償を実施。

◇令和８年度から波瀬川第六ポンプ場の工事に着手予定。

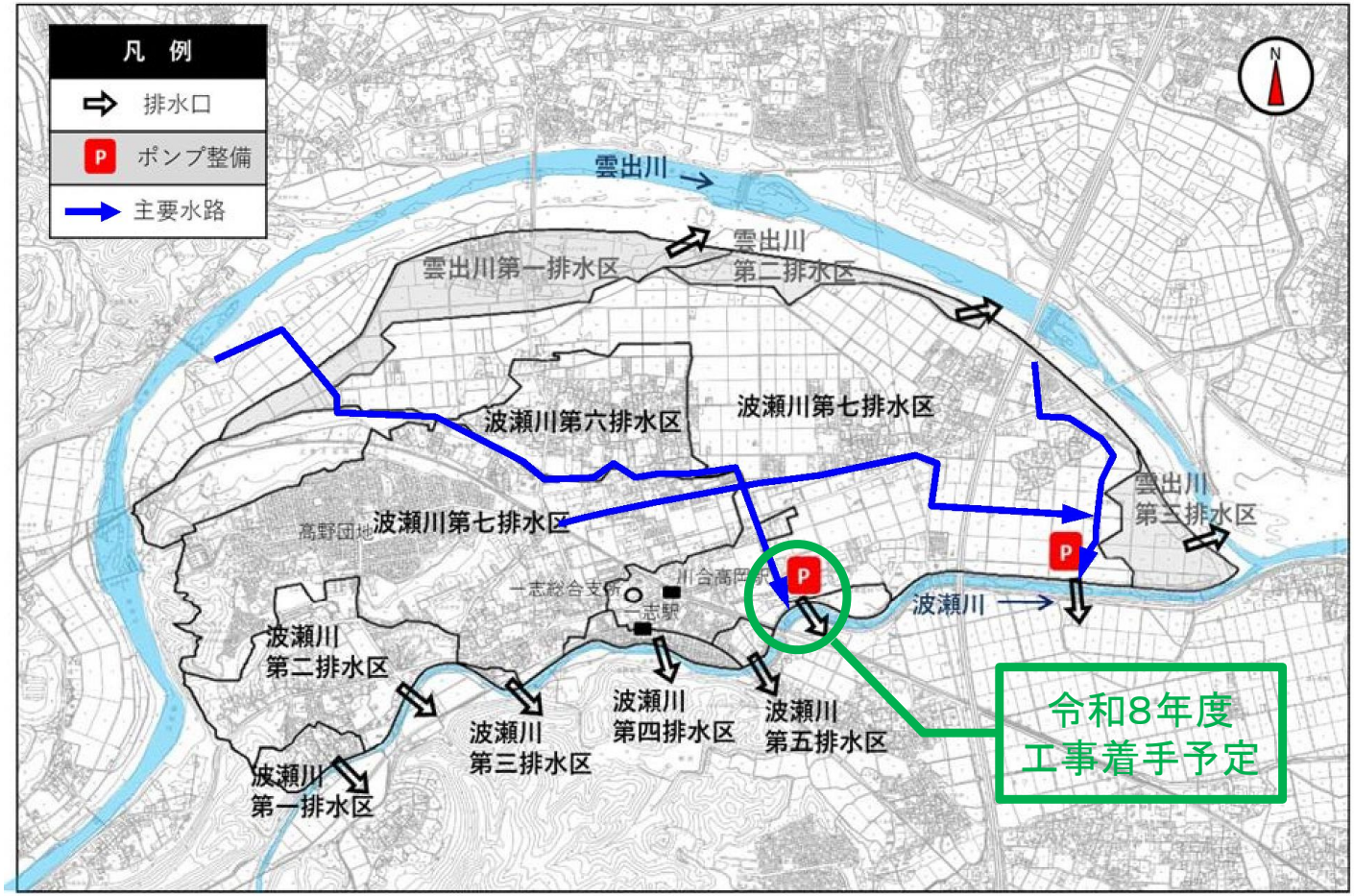

流域内の開発状況
雨水貯留浸透施設等の整備状況

【三重県】雨水浸透阻害行為に伴う対策工事の実施状況

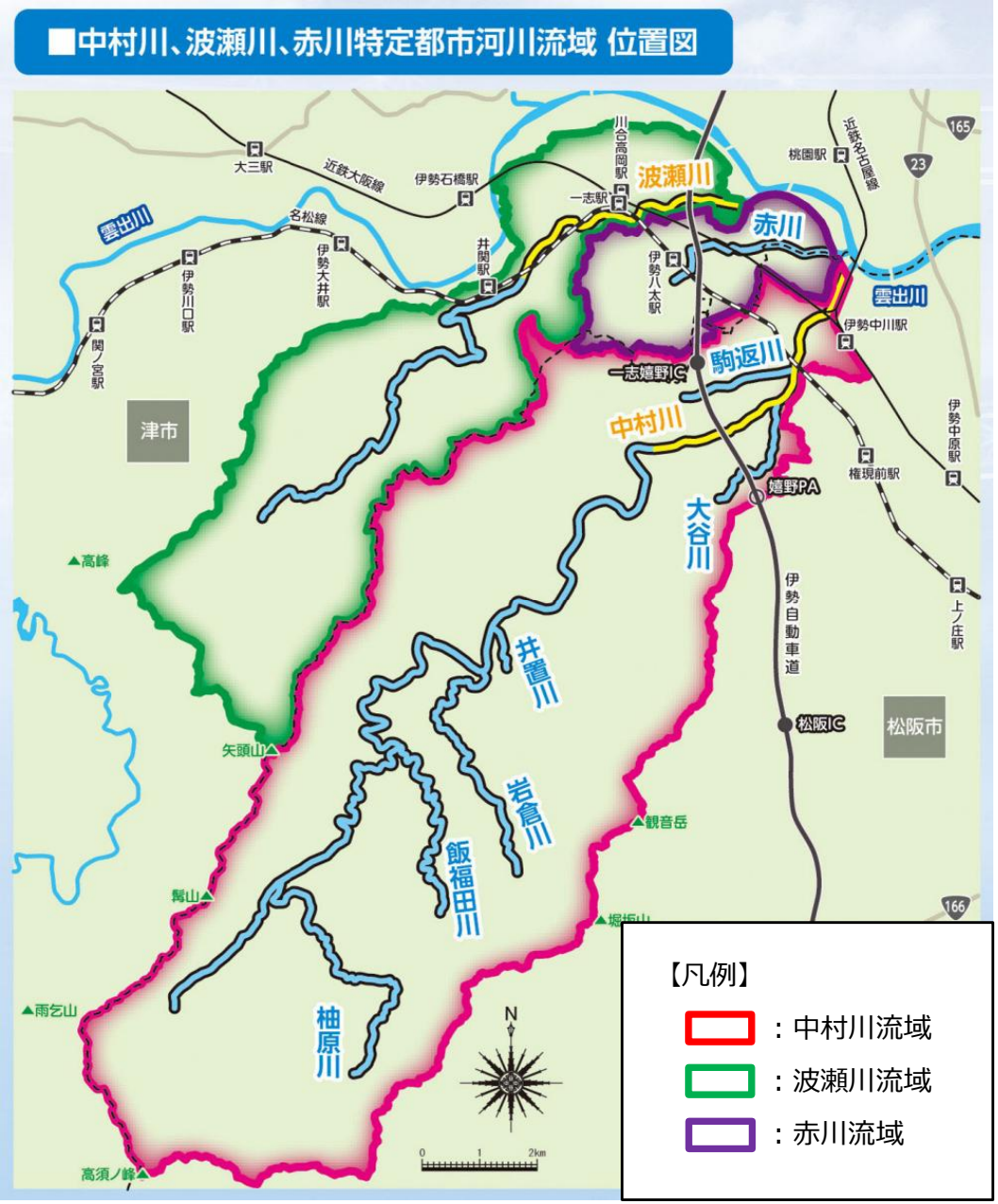

＜令和７年度の実施状況＞

中村川・波瀬川・赤川の流域において、雨水浸透阻害行為の申請が１件あり、対策工事の実施により許可しました。

（申請内訳）
- 中村川流域・・・０件
- 波瀬川流域・・・０件
- 赤川流域　・・・１件（工事着手予定）
- ※問合せや事前相談は多数

＜今後の予定＞

引き続き関係機関と連携し、雨水浸透阻害行為の許可事務を行います。

【松阪市】令和7年度　田んぼダムの実施状況

取組内容

【田んぼダムの取組】

・水田の排水桝に流出量を抑制するための堰板等の器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制し、浸水被害の軽減を図る。

・Ｒ６年度から嬉野下之庄地区で実施し、雨水貯留機能の向上を図る。

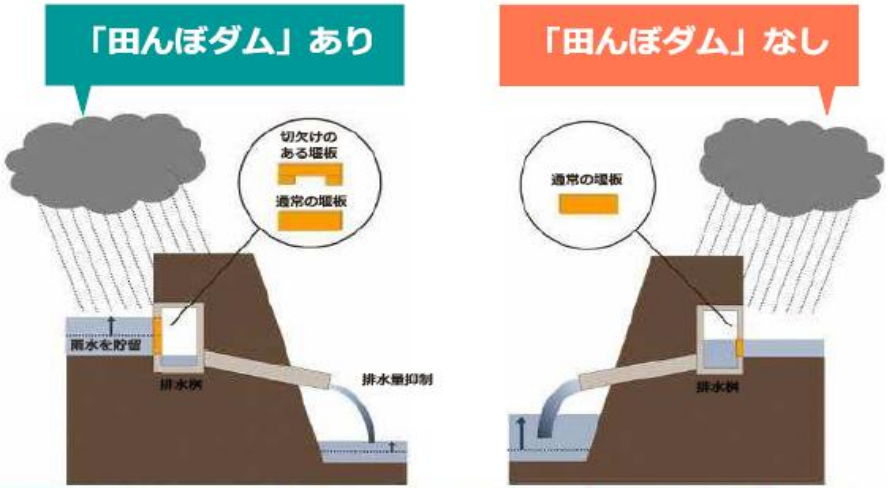

【取組の状況】





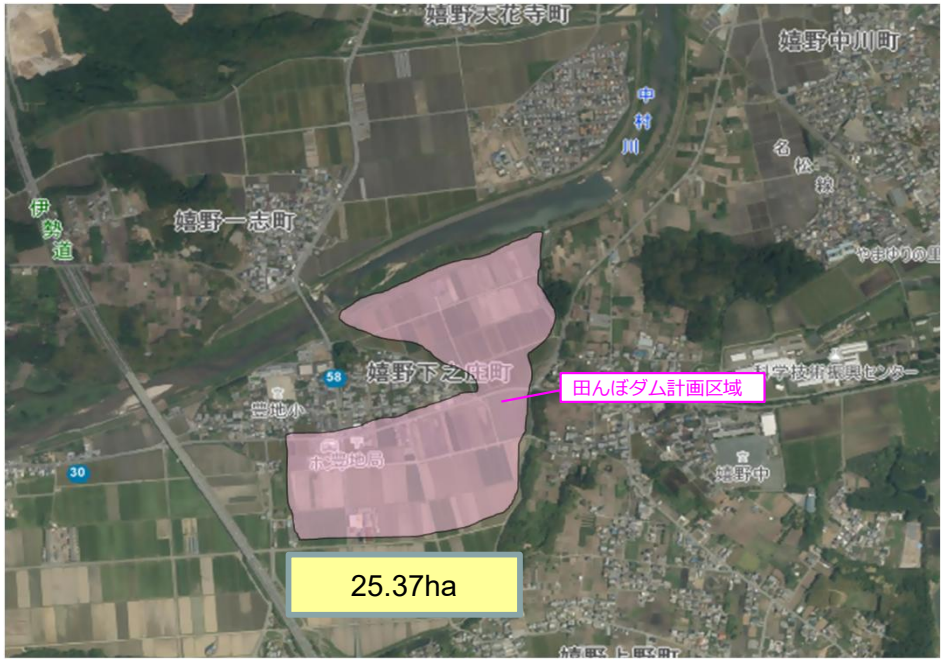

貯留機能保全区域の指定に向けた検討

貯留機能保全区域

□ 貯留機能保全区域は、都市浸水想定の区域や、施設整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水を許容する区域について、可能な限り保全していくため、住家の立地状況等の周辺地の利用状況、水田等の土地利用状況を考慮した上で、当該土地の所有者の同意を得て指定するものです。

貯留機能保全区域の指定



洪水・雨水の貯留機能を有する土地のイメージ

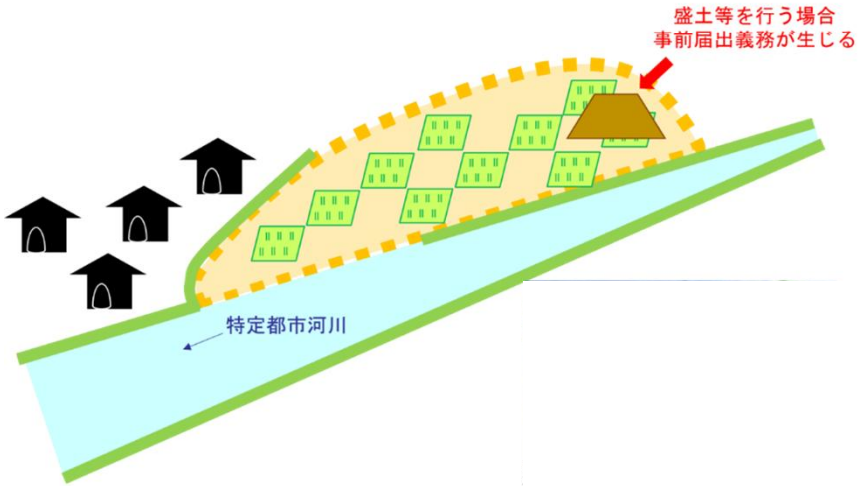

- 指定は農地等であり住宅が立地する地域は、 指定の対象外。
- 盛土等の行為を実施する場合は、届出が必要。
- 具体的に必要な届出として、貯留機能が失われる「盛土や塀の設置」等が挙げられる。

【届出が必要な例】
倉庫　太陽光発電
樹木の植栽

【例外の例】
電気柵　盛土を伴わない明渠・暗渠の設置
水路　畦道の補修　牧草等の仮置

- 固定資産税及び都市計画税について、指定後３年間、３／４程度※2とする特例措置の制度がある※1。
（※1区域指定が令和10年3月までの特例措置）（※2条例の制定による）

その他　流域治水に関する取り組み

【松阪市】その他流域治水に関する取り組み

取組内容

雨水出水浸水想定区域の指定と、内水ハザードマップを作成し、
ホームページに公表しています。
令和7年度は、印刷したハザードマップを対象の自治会へ配布した。

【想定条件】
　想定最大規模降雨　1時間雨量147mm　日総雨量355mm

【流域水害対策計画書】
　44ページ　第6章
　「下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項」に記載

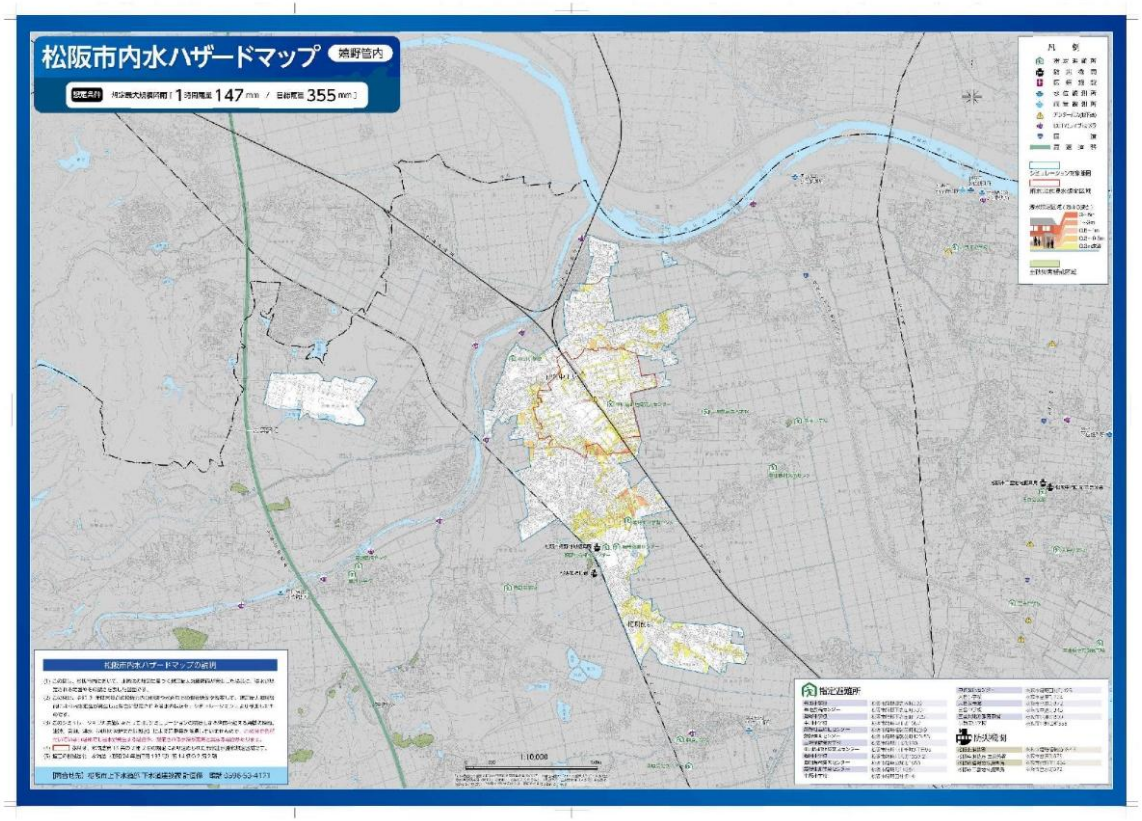

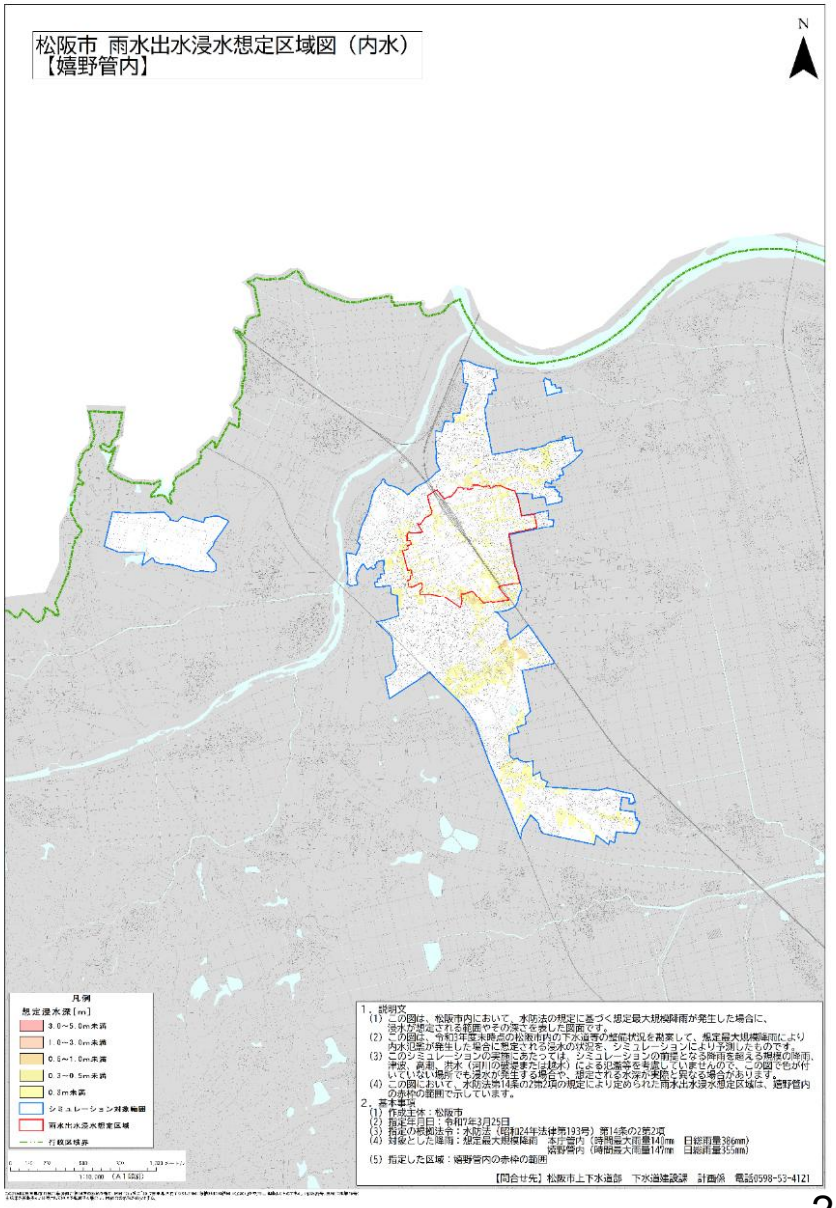

事業効果の見える化検討

・令和8年台風第6号の出水における洪水の検証
・田んぼダム整備による効果の検証（10年に1回程度）

令和8年台風第6号の出水における洪水の検証

- 波瀬川では、令和8年台風第6号における出水により、下川原橋水位観測所において観測史上第2位となる4.16mを観測した。
- この出水において、4.4kpから右岸側に河川水が流出したことにより、河川水位の上昇を抑制する効果が発現したと推察されるため、検討を行った。

下川原橋

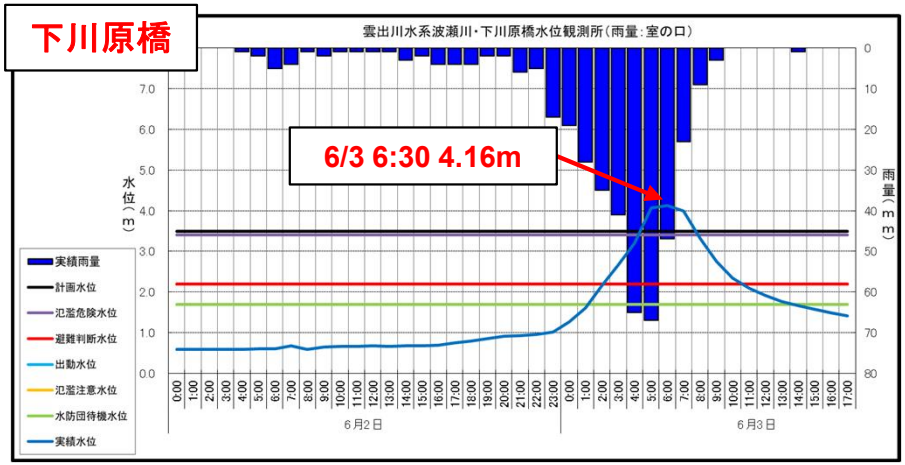





水系名	河川名	観測所名	今回最高水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
雲出川	波瀬川	下川原橋	6/3 6:30 4.16	1.70	2.20	2.20	2.20	3.40	3.49

波瀬川　下川原橋水位観測所　年最高水位比較図

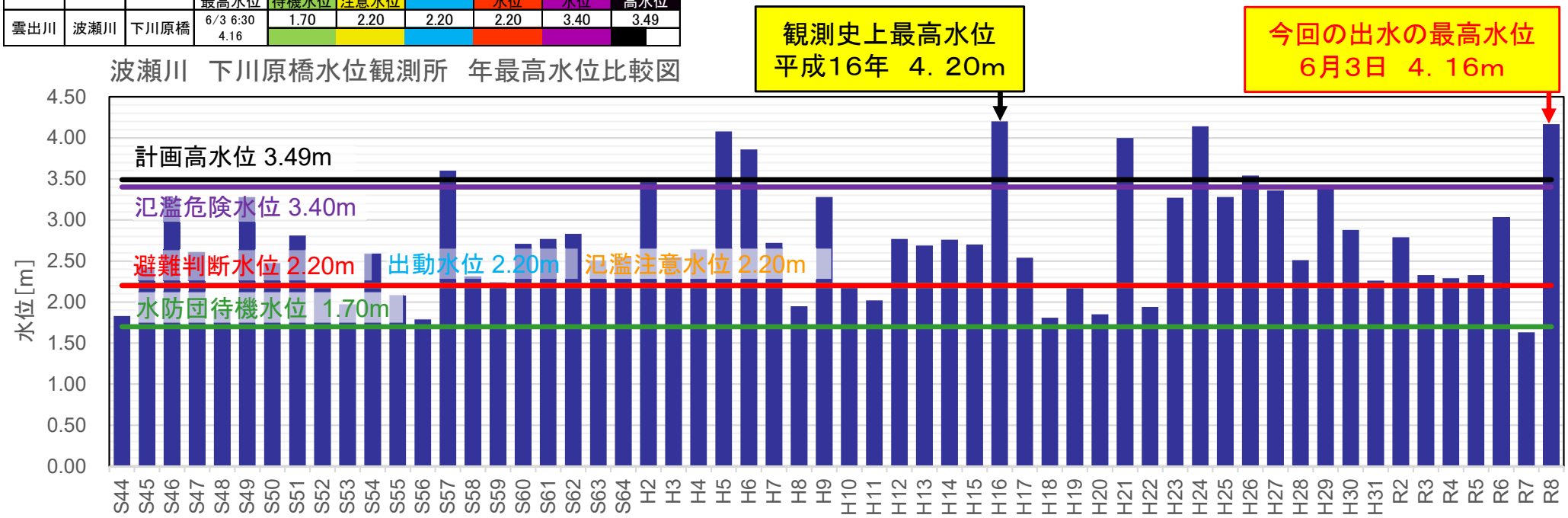

※本資料の令和8年最高水位は、今後の照査により変わる可能性があります。

令和8年台風第6号の出水における洪水の検証

- 従来の計算条件における再現計算においては、左岸側の浸水状況がうまく再現できなかったことから、提内地側の雨水幹線情報を追加することで再現計算の精度向上を図った。
- これにより、波瀬川左岸側の浸水状況を現地の聞き取り情報に近い形で再現できた。

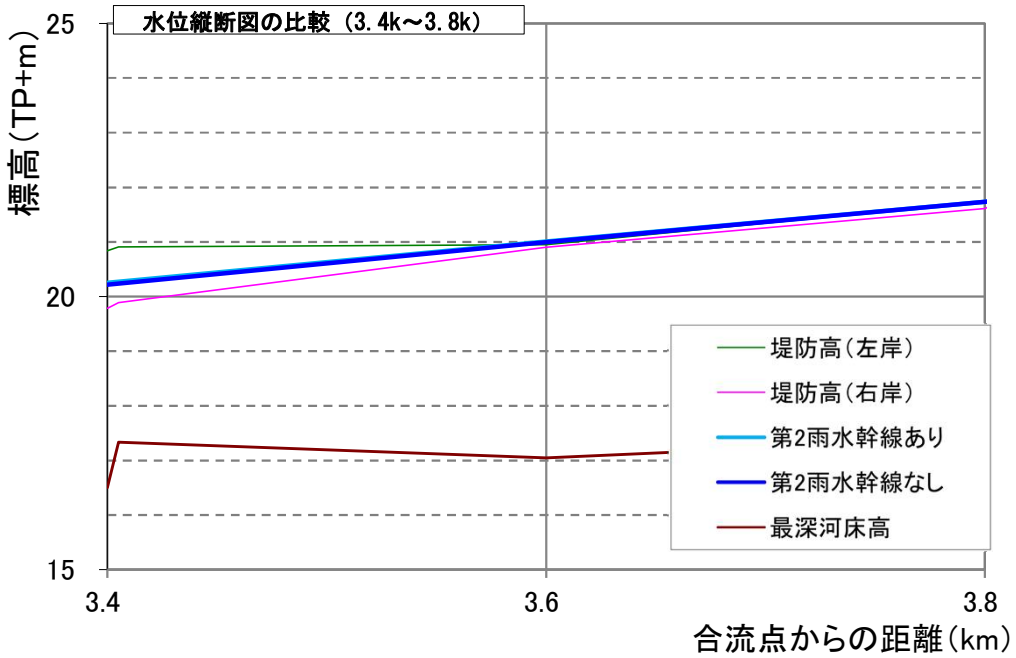

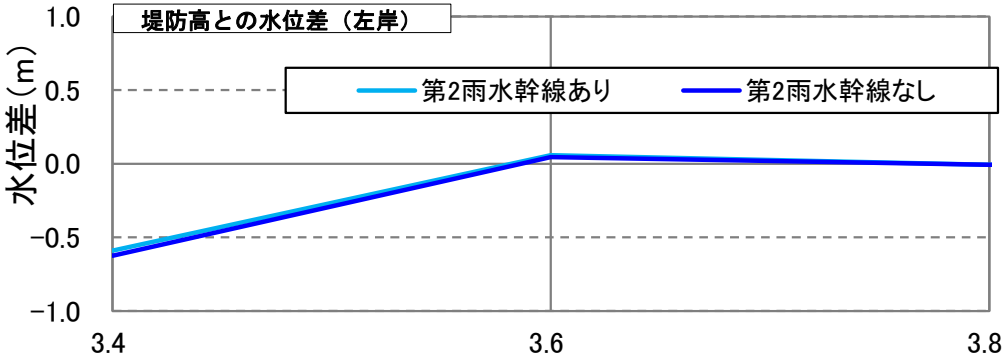

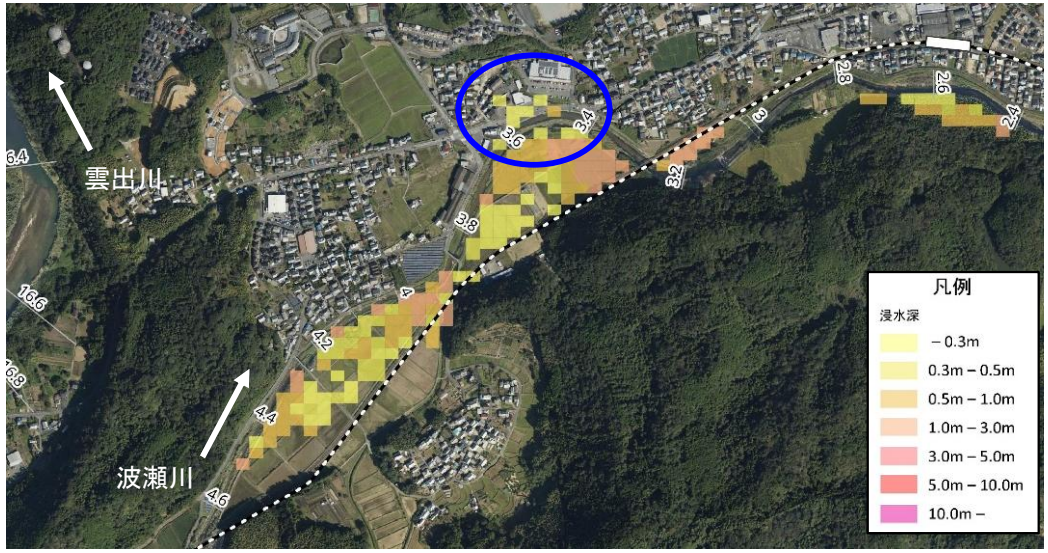

図　第2雨水幹線なしの再現計算による浸水状況（向上前）

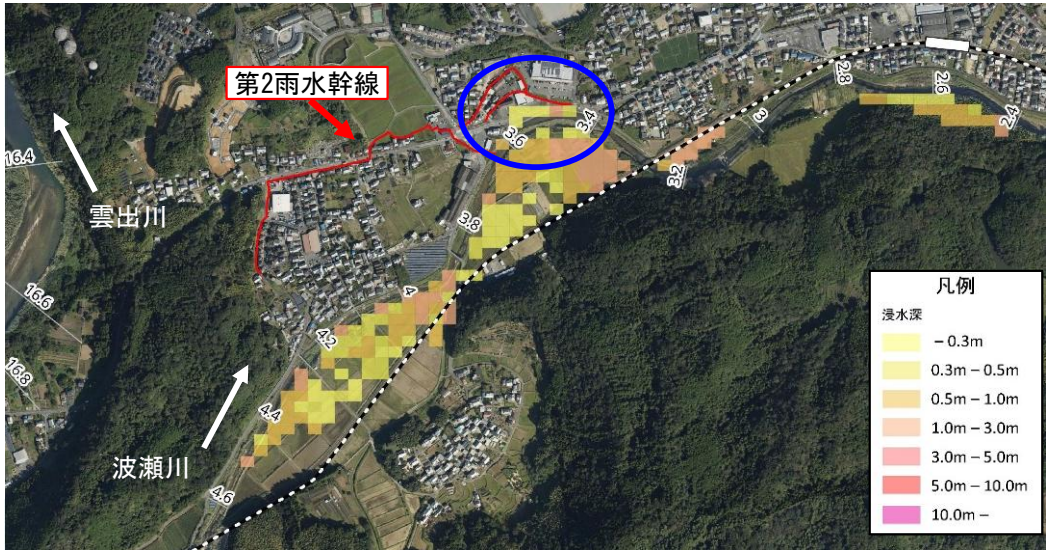

図　第2雨水幹線ありの再現計算による浸水状況（向上後）

令和8年台風第6号の出水における洪水の検証

- 台風第６号の出水において、仮に右岸側の耕作地が開発行為などにより、河川水の流出がなかった場合、波瀬川本川の水位が4.2k付近で約14cm上昇することにより、越水氾濫の発生に繋がることが確認できた。
- これらのことから河川整備以外の情報を踏まえた検討を行うことで、各取り組みの定量的な効果を一定程度、示すことができると判断される。

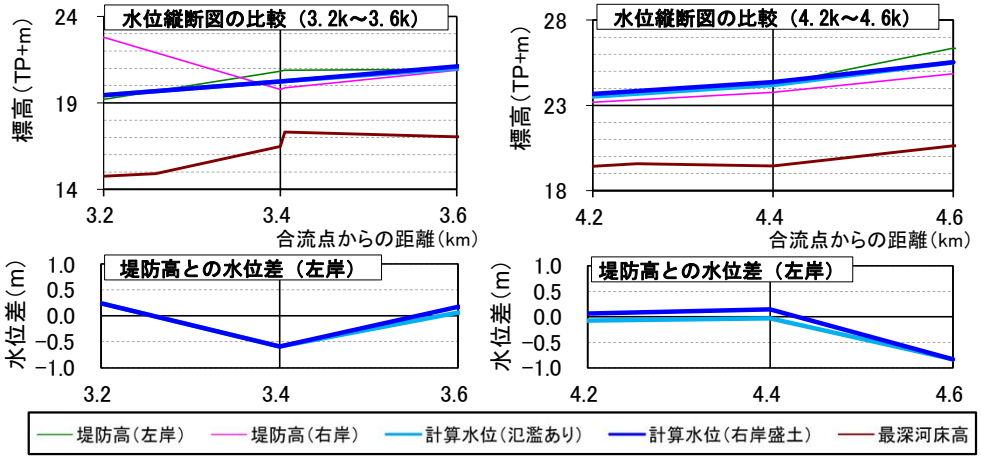



図　高水痕跡調査（左岸3.4k）



図　高水痕跡調査（右岸4.4k）

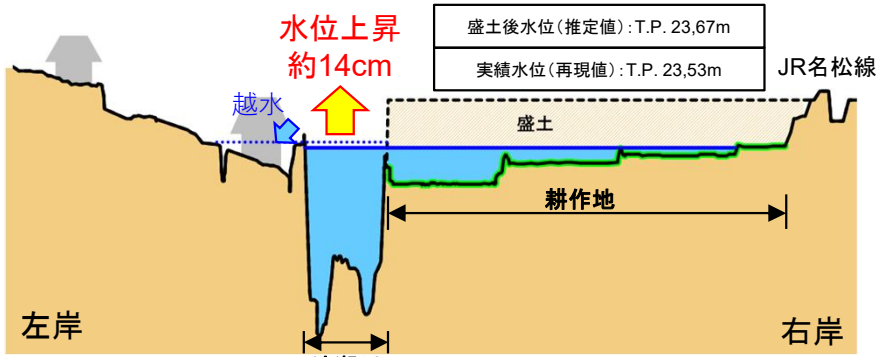

図　4.2kの横断図

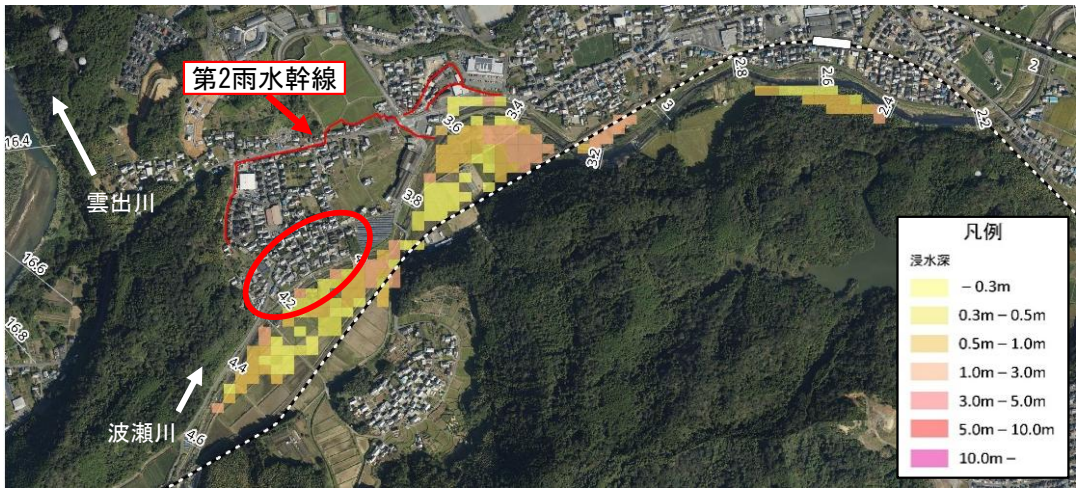

図　台風第6号の出水における再現計算の浸水状況（再現）

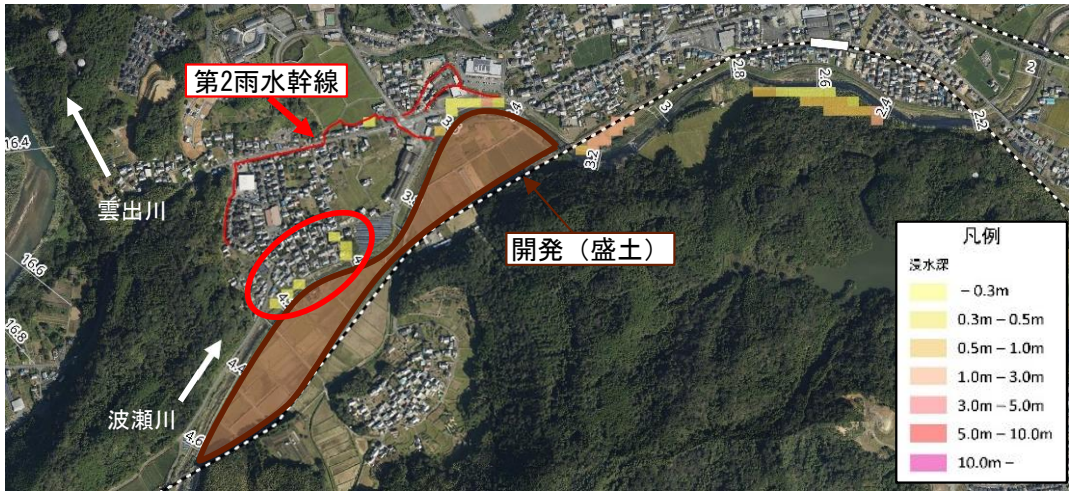

図　右岸側を開発（盛土）した場合の再現計算の浸水状況（再現）

田んぼダム整備による10年に1回程度起きる大雨を想定した効果の検証

- 嬉野下之庄地区を対象に、計画区域全体で田んぼダムを実施した場合の治水効果を検証した。
- 10年に1回程度起きる大雨において、水田貯留を行うことで、効果が期待できることを確認した。

【位置図】

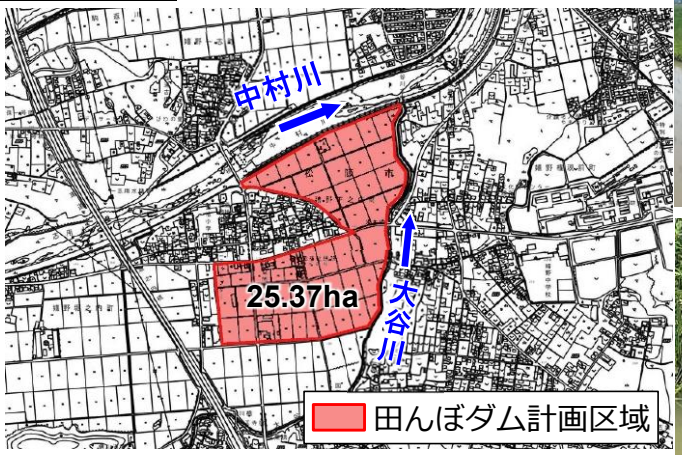





【施設の概要】

田んぼダムの仕組み

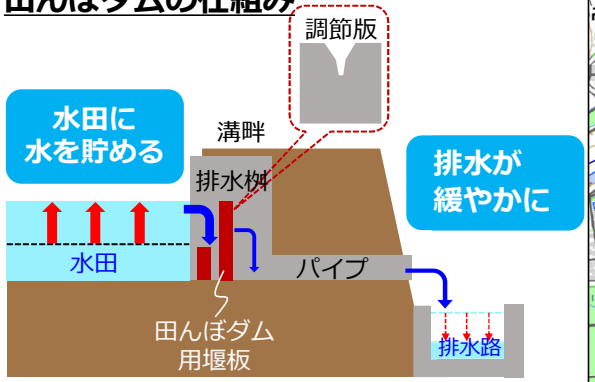

調節版を設置することで、水田の水が徐々に排水され、水田の貯留効果が向上する他、排水路の急激な水位上昇を防くことが可能となる。

⇒大谷川への流量低減効果が期待される

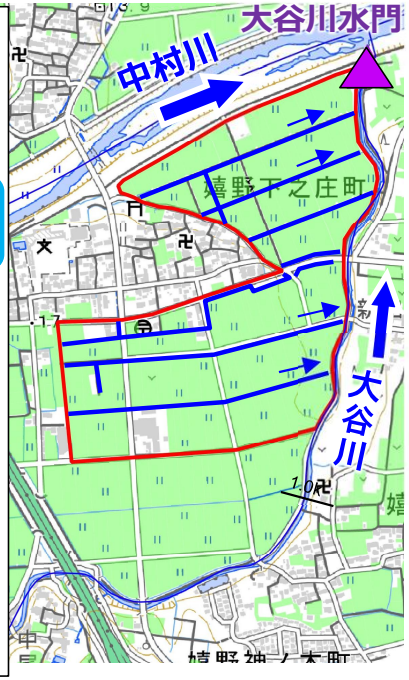

【整備効果の検討】

●水田貯留条件

- 水田貯留は、以下の諸元を想定
- オンサイト貯留を想定し、水田からの流出量は、水平カットできるものと想定（右図参照）

・区画面積：約253,700m²
・貯留水深：30㎝を想定
・貯留量：76,100m³
（=253,700*0.3）

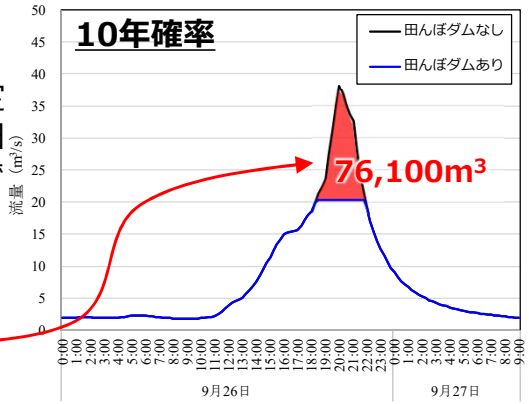

●整備効果

- 10年に1回程度起きる大雨において、水田貯留を行うことで、大谷川の河道水位が低下し、対策前に比して越水箇所が軽減した

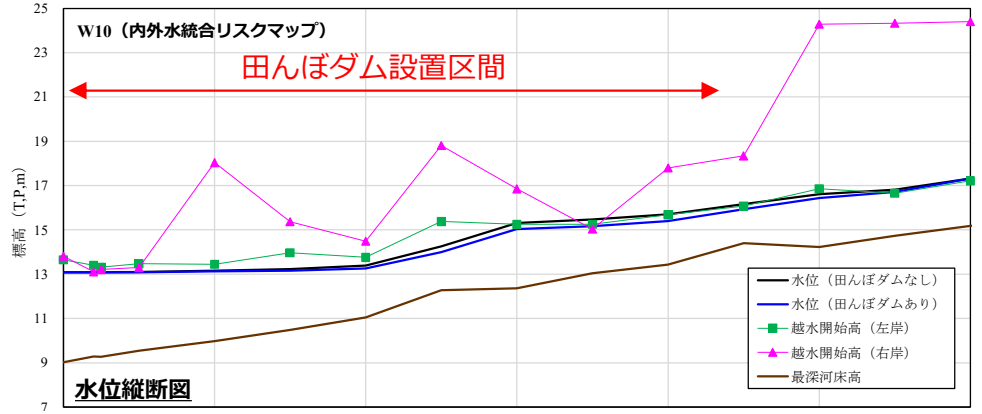

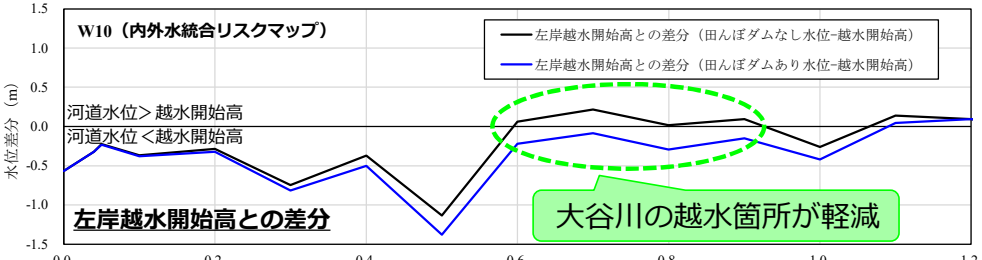

令和8年度
水管理・国土保全局関係予算概要

令和8年度　水管理・国土保全局関係予算概要

01 （2）河川・ダム

特定都市河川制度を活用した流域治水の推進（貯留機能保全区域の指定推進）

新規予算制度

〇著しい浸水被害が想定される流域では、水害リスクを踏まえた土地利用を促進して保水・遊水機能を保全するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定等の取組を推進することが重要。

〇土地所有者等の負担を緩和・軽減するなど、貯留機能保全区域の指定促進のための支援制度を拡充し、区域指定等に係る合意形成の促進を図る。

特定都市河川制度の運用

- 特定都市河川の指定河川数は、法改正以降に約６倍へ増加
- 一方、**貯留機能保全区域の指定は３地区にとどまっている**

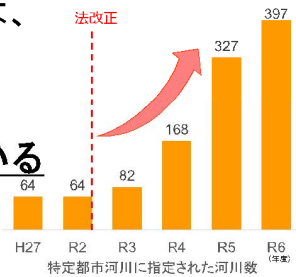

区域指定の効果

過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



（貯留機能保全区域）

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為

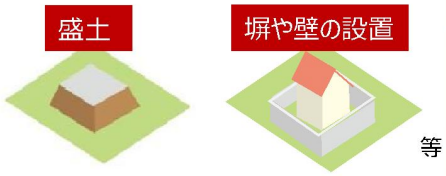

等

貯留機能保全区域指定の際の課題

- 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、**区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生**
- **地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている**



《土地所有者に課される制約》
- 貯留機能を維持するための対応
- 盛土等の行為の届出義務

これまでの負担軽減等の措置

≪税制≫固定資産税等の減免に関する特例措置

≪予算≫地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

新たな制度による対応

対象事業

事業名　：特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）

実施主体：都道府県等、国庫負担率：１／２等

拡充内容

貯留機能保全区域の指定を促進するため、区域内の土地所有者等の負担の緩和・軽減にも資する取組として、以下を補助対象に追加

〇区域内に流入する塵芥や土砂等を捕捉する流入防止施設整備
〇地方公共団体が管理する区域内施設の耐水性向上対策
〇貯留機能保全区域の理解増進のための看板設置
　・防災教育等の啓発活動　等



防災教育のイメージ

令和8年度　水管理・国土保全局関係予算概要

税制特例措置の延長

【河川】 高規格堤防整備事業に伴い 取得する建替家屋に係る特例措置の延長

高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋に係る不動産取得税の課税標準及び固定資産税の税額に係る特例措置の適用期限について、固定資産税の税額に係る特例措置の要件を一部見直した上で、2年間延長する。



不動産取得税

高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

固定資産税

従前権利者住居用住宅は3分の2、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋は3分の1を、新築後5年間減額。

【河川】 浸水防止用設備に係る 課税標準の特例措置の延長

浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法で規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、対象設備に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長する。









固定資産税

課税標準を最初の5年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

【河川】 浸水被害軽減地区の指定に係る 課税標準の特例措置の延長

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

固定資産税　都市計画税

課税標準を指定後3年間3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

【下水道】 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長

下水道施設の老朽化が全国的に急速に進むなか、下水道機能の確保を図るため、民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から有害物質等を除去する「除害施設」の設置を促進すべく、当該施設（沈澱又は浮上装置、油水分離装置及び中和装置）に係る固定資産税の特例措置を2年間延長する。



脂で閉塞した管路（出典：川崎市HP）

固定資産税

課税標準を5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減する。